

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日：令和 5 年 3 月 3 1 日

評価 機 関	名 称	一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会
	所 在 地	広島県広島市南区皆実町一丁目6-29
	事業所との契約日	令和5年9月1日
	訪 問 調 査 日	令和6年1月26日
	評価結果の確定日	
	結果公表にかかる事業所の同意	あり ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	廿日市市立阿品台東保育園	種 別	保育所		
事業所代表者名	坂本 佳子	開設年月日	昭和57年4月1日		
設置主体	廿日市市	定 員	120	利用人数	112
所 在 地	〒738-0052 廿日市市阿品台東3番37号				
電話番号	0829-39-6111	F A X 番号	0829-39-6111		
ホームページアドレス	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/35/36975.html				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
・1歳児から5歳児までの保育	・入園の集い ・遠足 ・保育参観
・短時間保育（8:30～16:30）	・七夕会 ・プール開き、プールおさめ
・長時間保育（7:30～18:30）	・お月見会 ・焼き芋会 ・発表会
・延長保育（18:30～19:00）	・クリスマス会 ・新年の会 ・節分
・けん玉教室（5歳児） ・障がい児保育	・ひな祭会 ・お別れ会 ・卒園式
・園庭開放	（毎月の行事）
・電話育児相談	・身体測定 ・誕生会 ・避難訓練
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
・保育室 8室	・調理室 1 ・遊戯室 1
	・事務室 1 ・プール 1
	・調乳室 1 ・沐浴・洗濯室 1
	・戸外用トイレ 1
	・職員来客用トイレ 1

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
・園長	1	・保育補助員	1
・副園長	1		
・保育士	30		
・調理員	7		
・事務員（調理と兼任）	1		
・嘱託医（内科）	1		
・嘱託医（歯科）	1		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

昭和57年、廿日市ニュータウンとして広島県が開発する時期に公立保育園として開園した。近くに県営住宅が複数棟あり、小学校、中学校、消防署、交番、商業施設がある住宅街の中心に位置している。保護者も含めた支援ができるように保育士同士が連携して対応している。各種マニュアルを整備し、安全面への配慮がされている。保育ニーズに応えるため、少し離れた地域からの受け入れも行っている。3歳児は2クラス、他は1クラスであり保育士が園児全員の様子を理解している。ドキュメンテーション(子どもたちの学びのプロセスを記録する)を掲示し、送迎時に保護者に園児の様子を伝える取り組みをしている。

◎特に評価の高い点

子どものいいところ、得意なところに保育士が着目し交流することで子どもとの信頼関係を築いている。保護者とも園内での様子をドキュメンテーションなどで伝えるとともに、必要に応じて声掛けや相談などを行い良好な関係を築いている。ファミリーという異年齢の4～5人のグループで活動することにより、それぞれの役割や思いやりなどを育てている。食育に力を入れており、月に一度「食育の日」を設けたり、園内の畑で作った十数種類の野菜を給食に取り入れたり、その日の食材を園児が三色食品群に分類し食への関心を育てている。特別な配慮を必要とする園児には、職員を加えて配置するなど、子育て応援室や発達支援センターと連携した取り組みを行っている。

◎特に改善を求められる点

コロナ禍もあり地域との交流の機会が減っている。保育園から発信して地域の方を招いたり交流の機会が増えることを期待する。不審者対策として、警察や警備会社と連携した訓練の開催が求められる。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けさせていただくにあたり、保育園として遵守すべき事柄について再確認し、これをきっかけに改善点に気づくなど、自園を見直すことができました。また、評価後は、自園の強み・長所と改善を要する点をお知らせいただいたので、良い点は続けて取り組み改善点へは具体的に対策していくなど、今後の施設運営に活かすことができるよう取り組んで参ります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	保育理念、保育方針、保育目標が明文化され、事務所内の掲示や全体的な計画、年間計画に明記している。保護者には「入園のしおり」などで知らせている。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 3-4	令和2年から令和6年の「廿日市市子ども・子育て支援事業計画」に定めている。策定過程に置いて「保護者アンケート」や地域の要望等を踏まえた内容となっており、冊子として閲覧できるようになっている。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	「園長の組織目標宣言」を定め、基本方針、事業内容、現状分析、組織マネジメントについて具体化し職員へ周知している。会議や研修会に参加し内容を伝達講習している。日頃から保育士との会話を通じて課題の解決に向けた検討を行っている。
2 組織の運営管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	「ぜんほきょう(全国保育協議会)」「保育の友」などの購読や廿日市市園長会議、各種協議会に参加し、保育の動向や地域のニーズや特徴などを把握している。課題改善に向けて職員会議などで検討している。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	廿日市市の子ども課の定員管理計画に基づいて、計画的な人材の確保を行っている。定年後も任用職員の登録の働きかけを行っている。半期ごとに目標面談を行い達成状況の確認の他、個別に勤務する上での事情を把握している。保育士の経験などを踏まえて、県保連・市保連・市の開催する研修会に計画的に参加している。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	緊急時対応マニュアル、災害時マニュアルなどが整備されており、毎月避難訓練が実施されている。事故防止の為に研修やヒヤリハットの事例共有、危険個所の点検が行われている。感染症に対するマニュアルを整備し、保護者にも感染予防の取り組みが周知されている。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	年齢に応じた活動ができる十分な広さがあり、広い窓で採光も十分あり、空調設備等整えている。空き保育室が2部屋あり、保護者との面談や早朝保育や長時間保育で活用している。週3日、清掃業者による清掃を行い、毎日担当箇所の責任者が清掃とチェックを行っている。
	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	園庭開放を通じた地域の方や中学生のキャリアスタートウィーク活動(子供たちの勤労観、職業観を育てるための職場体験を行う学習活動)の受け入れ、小学校との交流の機会がある。コロナ禍以降、コミュニティの活動が減り、交流の機会も減っている。地域とのつながりを大切に考えており、交流の機会には参加の意向である。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	廿日市市公立保育園園長会や廿日市市公立私立合同園長会の参加を通じて園の現状と要望等を伝えている。また、廿日市市主催の専門研修会や保育連盟主催の研修会に参加し、情報交換や意見交換を行い意見を伝えるとともに運営に活かしている。

3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	人権に係る研修を実施し、職員間でチェックリストを使い相互に点検している。個人情報の扱いについて方針を定め保護者に周知している。記録類は鍵付き書庫にて保管している。年に1回保護者アンケートを実施し職員会議で内容を共有して対応している。必要に応じて、個人懇談を提案し保護者の意向を確認している。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	自己評価を毎年10月に担当保育士と共に行っている。第三者評価は、公立保育園で順番を決めて受審している。各種マニュアルが整備され、研修や訓練をしている。保育日誌、加配日誌、児童票などが記録され、週次の職員会議で保育内容を共有し、適切に対応している。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	「入園のしおり」や月に1度更新するホームページにて保育所の選択に必要な情報を伝えている。見学や園庭開放など実際に体験したり、園だよりを地域に配布するなどの情報提供を行っている。契約の解約および苦情の申し立て等は「入園のご案内」にて説明している。保育の継続性については、保護者の同意に基づき、園長が責任者となり情報の提供及び相談できる体制にある。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 体制事業の基 本運営	(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3	毎週水曜日の保育時間内に各学年代表者出席の会議を行っている。参加しなかった職員には議事録を回覧し、全職員が情報の共有を図っている。園長は閲覧の確認をしている。月に1~2回、加配担当者の会議を行い、情報共有やアドバイスをやっている。園長、副園長を中心に保育の問題点や悩み、課題について助言している。特に新人保育士には児童票、月案作成等の相談に乗って手厚く指導している。保育の記録は事務所内の鍵のかかっている書庫に保管し、適切に管理している。
2 子どもの発達援助	(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8	指導計画は毎月の作成時に先月の反省をもとにクラス内で話し合っている。評価の際には園長・副園長からの意見やアドバイスをもとに修正し、保育実践に繋げている。全職員で子どもたちの家庭環境や発達状況を理解し、子どもの気持ちに寄り添った保育を実践している。性差への先入観による固定的な概念や役割分業の意識を植え付けない配慮を行っている。G7サミットをきっかけに外国籍の両親の文化（遊び、食事、挨拶など）について触れたり考えたりする場を作ることができた。
	(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14	アレルギー対応・感染症・応急手当などのマニュアルがあり全職員で取り組んでいる。健康診断や歯科検診は年2回実施している。健診結果は保育内容に反映され、保護者にも伝えられている。食事の時、子どもの体格に合わせて足台を使用し、足底を必ずつけて落ち着いて食事ができるようにしている。園内の畑で1年を通じて季節の野菜を栽培して給食に取り入れたり、年長児が毎日給食の食材を三色食品群に分類して提示している。月に1度、調理員の発信で幼児組対象の食育教室を開催している。
	(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17	週に1回、職員が当番制で園内の安全点検を行い、必要に応じて修繕依頼をしている。園庭にはマユミや柿やどんぐりの木があり、季節の花や野菜をたくさん育てて季節を感じられる工夫をしている。子供が落ち着けるよう空き部屋を使う等子供の姿に応じて環境を整えている。子どもたちが好きな遊びを楽しめる環境づくりを心掛けている。子供たちの思いや姿を取り入れた保育を実践している。近隣は歩道が整備されており安全に散歩で行ける公園がたくさんあるので散歩を取り入れている。
	(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23	年齢に応じたルールの設定や当番活動などを行っている。発達段階や子どもたちの様子に応じて約束事や当番内容などを検討している。異年齢の「ファミリー」を作り年間を通じて学年を超えた仲間づくりを行っている。障害児と健常児は小さい時から一緒に過ごしているので垣根無く「人」として当たり前に接することが身につけている。月に1度加配幼児を対象とした教室を開催して保護者と子どもに細やかな支援を行っている。長時間保育ではくつろげる環境で保育士を手厚く配置している。
3 子育て支援	(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	園だより、クラスだより、配信、送迎時の会話や連絡帳で保護者と連携している。長時間保育の保護者には面談を行うことで関係作りを行っている。保護者からの相談には園長・副園長も連携して迅速に対応し、経過が分かるように記録し、書庫に保管している。虐待や不適切な養育については敏感にキャッチできるよう、日ごろから職員と情報共有している。虐待を発見した場合のマニュアルがあり、対応の流れは職員会議などで共有している。子育て応援室と定期的に連絡し連携を図っている。
4 子どもの安全	(1) 安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	衛生管理マニュアルがあり、保育現場での対応は会議の中で周知している。感染症については流行時を捉えて保健だよりを発行したり、流行状況を玄関のボードで知らせるなど、感染拡大防止の取り組みを行っている。避難訓練を月1回行い、園児の誘導・職員の動き方などを訓練している。不審者対応マニュアルがあり、年2回不審者侵入を想定した避難訓練を行っている。これまでは園内だけで訓練を行っていたが今後は地域の警察との連携を図っていく予定である。
5 地域との関わり	(1) 関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34	障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者等には発達支援センター、廿日市市役所子育て応援室、地域の小中学校と連携し、きめ細やかに対応している。地域の子育て支援の機能としては電話での育児相談を設けており市のホームページで知らせている。園庭開放を月1回行い、地域の子育てを支援できる機会を設けている。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	C	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問		第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	--	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	○
----	--------	---	---	---	---

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	公立は対象外		

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	A	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	A	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	B	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	B	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	B	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	C	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	A	

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	B	○

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	D	/	